

裁判員経験者との意見交換会議事録

1 日時

平成24年6月28日(木)午後2時～午後4時10分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者8人

福岡地方裁判所裁判官 野 島 秀 夫 (第1刑事部部総括判事)

福岡地方検察庁検察官 福 光 洋 子

福岡県弁護士会所属弁護士 有 馬 裕

福岡地方裁判所裁判官 高 原 正 良 (第2刑事部部総括判事)

(司会)

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙)

裁判員経験者を「経験者」と表示する。

第1 意見交換会

1 裁判員裁判に参加しての全般的な感想等

司会者：第2刑事部の高原でございます。本日の意見交換会の司会を務めさせていただきます。それでは、さっそく意見交換会を始めたいと思います。裁判員裁判が始まって福岡地裁でも多数の事例が集積されています。裁判員を経験された皆様から経験をしたことだからこそ話すことができる率直な御意見を聞かせていただいて、国民の皆様の裁判員制度に対する不安とか負担感とかを解消して、裁判員裁判に対する理解が深まり、国民の皆様が安心して裁判員裁判に出席をいただけることにつながれば大変よいことじゃないかなと考えております。あわせて、法廷で見て、聞いて、わかる裁判となっているかという見地から、裁判員裁判における法曹三者の活動について御意見を伺いたいとも思っています。そういう趣旨で本日の意見交換会を行わせていただきます。皆様の遠慮のない率直な御意見や御感想をお聞かせいただければありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。本日の意見交換会は90分間を予定しています。その流れですが、まず最初に、裁判員裁判に参加しての全般的な感想、あるいは印象ということをご皆さんから合計20分ぐらいの予定でお聞かせをいただき、次に審理等に関する感想や意見を50分間ぐらいお聞かせいただき、最後に20分間ぐらいでこれから裁判員になれる方々へのメッセージをお聞かせいただきたいと思います、そういう順序で行いたいと考えています。その後、10分間ほどの休憩を挟みまして、報道の方からの質疑応答を3時30分ごろから4時ごろまで行う予定です。それでは、本題に入らせていただきます。まず最初に、裁判員裁判

に参加しての皆様のご全般的な感想、それから、あるいは印象、また御意見をお聞かせいただければと思います。その他、だれでも結構ですので、経験者の方、御遠慮なく話をさせていただければと思いますが、いかがでしょうか。4番の方、よろしいですか。

経験者4：今回、裁判員裁判の経験をさせていただきまして、名簿が来たときからできたらさせていただきたいなという思いはあったんですけども、実際来るとは思っていませんでしたので、すごくあれですね。でも実際経験をさせていただいて、全般的には本当によかったなというふうに思っております。

司会者：3番の方。

経験者3：私も4番の方と同じように、もう本当に新聞とか報道とかで裁判員の記事を見るたびに何か自分とは無縁のものだと思っていたんですけども、いざ自分のところに通知が来て、来させてもらうようになったら裁判がとて身近になって違う世界のことではないな、自分にも起こり得るなというのを考えさせられました。

司会者：意外とこう犯罪というのは自分の身近なところで起きていると感じられたと。2番の方、よろしいですか。目が合いましたので。

経験者2：やっぱり自分も候補者にまずは選ばれるとは思っていませんでしたし、こうして裁判員裁判に参加できるとはやはり思ってもいませんでしたけども、やっぱり自分もできれば一度は裁判にやっぱり参加したいとは思ってましたし、それでふだんは絶対に経験できない貴重な経験をさせていただいて、やっぱりよかったなと思います。

司会者：また後でよろしく申し上げます。1番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

経験者1：私も最初に来たときはえっと思ったんですけど、まずそしたら選ばれるんだったら無駄に落ちないで、やはり経験したほうがいいなと思ってお

伺いさせてもらったんですけど、やっぱりいろんな考えの方がいらっしやるんだなということをやっぱり改めて思いました。無駄な経験ではないなと思いましたが、いい経験だったと思います。

司会者：いろんな考えの人がいた、それでほかの裁判員の方が意見が活発に出されたんですか。

経験者1：そうですね。はい。

司会者：いろいろ、こう議論ができたということですか。5番の方、お願いしてよろしいですか。

経験者5：私も裁判に参加して自分にとってはプラスになったと思っています。まず自分にとって無縁だと思っていた裁判とかが実際に自分が参加することで身近になる、新聞等にも目を通すようになりました。それから会社でも私が第1号の裁判員裁判に参加して、会社のほうも少し対応に右往左往したり、いないことをどういうふうに対処していくかということがありましたけど、経験者が1人出たことで次の経験者の足かせにもなったと思っています。あとは1つの事例について真剣に考えることで、自分自身のことについても考えたり、あと家族のことも含め、考え、人間として尊くて大切なものが少し見えてきたような気がします。

司会者：会社の対応という点で差し支えなければ何か話をしていただけますか。最初、5番の方が参加される前と参加された後で裁判員制度に対する会社の反応、対応みたいなもの、何かこう、変化といたら大げさですけども、それなりにこう感じられる点がございましたらお話ししていただけたらと思います。

経験者5：最初、呼び出しがあったときに引き続き、あと会社としていないことをどういうふうにしていいかわからないということで、とにかくまあ行きなさいと、その後の処理とか、そういうことはまた後で考えるからということだったんですが、また今回このように経験者の懇談会があるとい

うことを話したときには国民の義務だからしっかり考えて、大変だろうけど頑張ってきてくださいというふうに上司の言葉もあったということがやっぱりそれが社会、うちの会社で裁判員裁判に参加するという方が認められて、こういうのに送り出してこういうふうになったということだと思って、以前は、済みません、行ってきますと言っていたのが、今回はあけますけどもよろしく申し上げますと私もこう、胸を張って言えるようになりました。

司会者：今の方は、5番の方はちょっと若干審議が長かったですよね、日にちが長かった事件、2刑の事件だったんですけど、その辺はやはり参加している間は、当時は若干こう、何か肩身が狭いというか、そういう感じがしてましたですか。

経験者5：していました。出るときも、長いね、済みません、済みませんって何度も頭を下げて出ていたんですけど、今回はそういう、ちゃんと義務を、国民として義務を果たして、快く送り出してくれるように会社の態度も変わったと感じています。

司会者：わかりました。ありがとうございました。6番の方、よろしいですか。

経験者6：私、今非常に緊張しております。こんなにいっぱいいるとは余り思わなかったのと、やっぱり私自身、裁判を行った当初はまだ熱い思いがあって、意見交換会に出てもいいなと思いましたが、意見の内容をこういうふうにしゃべってくださいということでいろいろありました。過去を思い出すと、なかなかやっぱり思い出せないのが非常に今戸惑って、過去をいろいろ思い出しながら、当初の思いが2009年12月に最高裁判所から通知が来ましてですね、裁判員に選ばれるのに1年間の猶予がありますということでありまして、ほぼ1年たったころにもう来ないやろうなと思ったら、ある日突然、一応選抜されて、ここへ訪問というかお伺いしました。そしたら当初50人選ばれた中で28人の出席が多

分あったと思うんです。その中で裁判員が6名と補充裁判員が2名ということで、コンピューターのくじというの、これまた何という社会だろうなという感想が生まれて、まあ司法にこう入りまして、一応非常に裁判官とその裁判員の人が非常に親切丁寧に教えていただき、非常に司法というのは意外に身近にあるなど、そういう感じがしたのと、休憩時間中に漫画の本ですか、あれを司法の形ということでありまして、それをずうっと読みますと、一応法律の中身とか、非常に仕組みを勉強させていただきました。以上でございます。

司会者：今コンピューターのくじという話が出ましたけども、くじについての感想はいかがだったですか。

経験者6：その待っているほうはせっかくやっぱり来たんだから、どうせなら当たってくれたほうがいいなという思いで私は待っていました。

司会者：7番の方、いかがですか。お願いします。

経験者7：7番です。ちょっと非常に緊張していますけれども、ここの思いで思い返しますと、まず自宅に裁判所から封書が来たときには裁判員というのを認識していなかったというか、あるのは知っていたんですけども、何かやらかしたのかなと最初思って、開いてみて、ああ現実にあるんだなというのが率直な感じでした。1年ぐらいたって、こういうのはまあ一通り何人か呼び出されて、一応アピールのために来るのかなと思っていたら実際に呼び出しがあったということで、まあ私のほうは半分好奇心からですね。全く法とかも知らない自分がこんなのに携わって行って本当にできるのかなとか思いつつも、まあ好奇心でやってきて、まあそのくじ引きですか、そこでもう多分終わりかなと思ったら次に進んでいって参加するということで事が始まって、もうやるからにはやっぱり国民の義務ですかね、今は。ちょっとそこら辺クエスチョンだったと思い

ますけれども、選任されたからにはこの仕事をやらんといけんねと思って、会社のほうにも相談して裁判員として参加するということになりました。本当自分でいいのかなと思いつつもやった次第でございます。まあ事とかも、法にあんまり知識がないもので、そこら辺は参加して裁判長とか、そこら辺がまとまりでから進んでもらったから別に流れに沿って大体プロセスが大体見えてきたから、それに従って進んでいけばいいんじゃないかなと思って、最終までちょっと迎えたわけでありました。最初がちょっと、短いですけど、緊張していましたが、率直な意見が言えました。

司会者：証拠調べをした後、評議のほうに進んでいったんですけども、それは7番の方もその辺審理の内容とか、証拠調べとかは、何と申しますか、理解を、証拠調べをして、その内容を理解し、そして判断するという、その辺は御自分でどういう感想をお持ちですか。主体的に自分の意見が言えたかどうか。

経験者7：そこの証拠の部分なんですけれども、ただいっぱい証人の人が出てきて、本当に、なれないものですから、だれが本当のことを、やっぱり困惑する感じでしたけど、そこら辺はちょっと難しかったです。

司会者：7番の方の事件は、覚せい剤の関係の事件の方ですかね。8番の方、お願いいたします。

経験者8：8番です。私も緊張しています。私の身近な人で裁判員裁判で裁判所に行った人はたくさんいるんですけど、何人かいるんですけど、いつも選ばれずに帰ってくるので、その人たちからもあんた選ばれても帰ってくるだけよとか言われたので、多分選ばれないで帰ってくるだろうと思ったんですが、まさか私が選ばれるとか夢にも思っていませんでした。法律の勉強とか大学とかも行ってないんですけど、年齢とかそんな学歴とかに関係なく選ばれたので、ちょっと何か人生にも可能性が見えてき

たかなとか思ったりもしました。とても勉強になりました。

司会者：皆さん，感想をいただきますと，初めはやはり御自分が選ばれるということは思わなかったという感じで，そして選ばれてみて，実際に裁判員裁判に入って。その辺の気持ちの切りかえみたいなところ，あるいは切りかえが難しい，ちょっと自分の方でもっと気持ちを整理する，何といたしますか，結構抵抗があったということで，そのときの感想の方おられませんでしょうか。当たったからにはもうさあ，やろうと思うその辺の切りかえはいかがな。2番の方いかがですか。

経験者2：そうですね。当たったときはいい経験ができるとはまずは思いましたね。あとまあ切りかえというか，あと裁判官の方とか，そういう方々がもうとにかく一から十まで説明していただいて，教えてもらって，でまあ，その流れに沿っていくうちに，まあこういうものなんだなということで切りかえはできましたね。

司会者：裁判の手続の流れ，審議の予定等も立てられていますけれど，それに審議の流れは裁判官が。

経験者2：そうですね，それでまたそういう一つずつというのもしっかりと説明していただいて，教えていただいて。そうですね。

司会者：手続の流れというのを裁判官の説明，これからこういうふう到手続は流れていきますよということは冒頭に説明があった。その辺の，もう皆さん初めて裁判に参加されて，これからどんなふうになっていくんだろうと思われると思うんですが，これがどういう手続がこういうふうの流れていきますよというのは説明を聞かれて，その辺の流れは，こういうふうになるんだなということは最初の説明でわかりましたかね。裁判官の説明はもう一つよくわからなくて，これから何が始まるのかということがよくわからなかったということはありませんでしたか。その辺は皆さん，手続はすっと入ってきましたか。入り口のところで何かもう少し

こういう工夫をしてもらえればよかったんだがなあみたいなことがあれば話していただければ。2番の方いかがでしょうか。

経験者2：というか、やっぱりテレビの世界、それと何か、ああこういうものなんだなということではすんなりと。今よくテレビドラマとか映画とかというふうな裁判のがありますけども、やっぱり、ああ、こういうふうなものなんだなで、わかりやすいのはわかりやすかったですけど、説明のほうもしていただいて。

経験者1：ただ、くじを引いてその日のうちに全部説明があって、それは私のほうはいいんですけど、上司に報告するのに電話で報告したらやっぱり上司ががっかりしていましたので、結局、当たったのかと言われたものですから、一日ちょっとワンクッション欲しかったなというのがあります。次の日にもうすぐ裁判だったので、1日やっぱり上司とちょっと打ち合わせしたかったかなというのがありました。

司会者：もう少し話を聞かせてください。選任手続きでくじがありまして、そしてその日、とにかく午前中に選任手続きがあって、そしてその日の午後からすぐ審理に入ったという方はおられますか。どうでしたか。その感想、御意見を聞かせてください。それ、今1番の方がもう少し、おっしゃっていたようで結構なんですけど、例えばこういう点が困ったとか、あるいはこういうふうになるといいんじゃないか。今1日あけてほしいとおっしゃいました。

経験者1：審議自体は流れで御説明いただいたほうがそのときはよかったんですけど、裁判がすぐもう次の日からあるからということで、結局、上司への報告は電話で済ませてしまうような感じで、一応受かったらこうですよというのは言っていたけど、上司のほうは五分五分で受からんほうがいいなと思っていたみたいでがっかりされました。

司会者：ありがとうございます。2番の方、その辺ですけれども、すぐ裁判が

始まって。

経験者2：ええ，そうですね，自分のときもやはりくじがあって，もう午後からでしたけども，会社のほうはもう最初から，自分のときは3日間だったんですが，当たるかどうかはわかりませんでしたけど，もうともかく3日間は休むよで会社のほうには，はい，もう了解を得てしていましたから，まあ確かにやっぱりちょっとワンクッション欲しいかなとは思いましたけども，まあ，そのときの流れは自分にとっては別に問題はなかったですね。

司会者：そのワンクッションというのはどれぐらいの時間，例えば半日，1日とか，裁判が，選任手続があったらその午後ぐらいとか，翌日ぐらいでいいのか。

経験者2：そうですね。やっぱり午後，やっぱり翌日ぐらいから，はい。もう午前だったらやっぱり午後は入れずに。

司会者：翌日からということですね。

経験者2：のほうが，はい。

司会者：やはり仕事の段取りとか，何かそういう職場の関係で，こう整理をして報告するのに時間がかかって。

経験者2：はい。

司会者：6番の方，ちょっとその辺の実情，ちょっと御意見を聞かせていただけますか。

経験者6：私の場合は先ほども言いましたけども，ここへ来たときにせっかくだったら当たってほしいという思いがありましたので，そのときに今日は選任されたら午後からは審議がありますよという説明もありましたので，そういう違和感は特にございません。

司会者：そしたら他の方は選任のところ，それから裁判の日が始まる，別の日だったということになりますね。その辺のメリットとかデメリットとい

いますか，その辺よかったのかどうだったのか，その辺の感想を是非聞かせていただけませんか。選任以後，それから裁判の始まる段階について，日にちが空いたほうが，別の日に裁判が始まったほうがいいのか。

裁判官：3番，5番の方はその日に始まっていると思います。手を挙げられませんでしたでしたが，その日のうちに始まっている。

司会者：その日に始まって，そうでしたか。失礼しました。5番の方は別の日でしたですね。その辺いかがでした，職場の関係等ですが。

経験者5：やはり空いていたことによって心の準備というか，そういうのができるので，空いていてよかったと思って，私の場合は次の日からじゃなくて月曜日を挟んでからだだったので，その間にちょっと，12日間だったので，その間に会社の，会社に行ったりとか，あと家庭のこととかを全部済ますことができたので，それは長い裁判だからだったんですけど，やはり短くても通りましたという，こうするというのは私的にはちょっときついなという気持ちがあります。

司会者：7番の方，いかがですか。

経験者7：自分は金曜日に選任されて月曜日から始まるということで，土曜日とか，昼から時間があつたもので，そのときに会社に報告して，ちょっと休みをいただかんとならんということで，これは会社も国民の義務やったらやってこいと言って，まあそれで自分なりに家もまあそんなに遠くないところだから，朝とかこの裁判までの間でやって，できる分はこなしてからして，あとできないこともちょっとほかのメンバーであそこら辺とかはできている，ちょっとこういう事情やけん，自分達でやってよという感じでうまく協力してもらっているという次第だったと思います。

司会者：協力は気持ちよく協力していただけましたか。

経験者7：だと思んですけど。

司会者：ああ，そうですか。

経験者7：まあ，本音はどうかわからないんですけどですね。

司会者：8番の方。

経験者8：その日に裁判が。

裁判官：その日に始まりましたか。

経験者8：違いましたっけ。

司会者：済みません。即，裁判が始まるというよりは，準備，仕事の段取りを
するとか，あるいは家庭の用事を融通するとかという時間があつたほう
が裁判がやりやすいなという，そういうことですかね。それでは，予定
していた時間なので，次の審理等のほうに移っていきたいと思います。

2 審理

司会者：ここで裁判員経験者の皆さんがそれぞれ参加した事件の審理の実情に
沿って質問をさせていただきたいと思います。裁判員裁判では争点やそ
れから量刑上のポイントやそれに関する証拠を裁判員の方にわかるよう
に整理をします。公判審理で直接見たり聞いたりしていただいて，考え
をまとめていただいて，裁判官と評議をしてということを目指している
わけですが，その法廷で見て聞いてわかる裁判になっていたかどうか。
何か工夫の余地があつたのではないか，そういうその観点から御意見を
いただきたいと思うんですけど。それでは，裁判が始まった早々に検察
官と弁護士から，双方からそれぞれ冒頭陳述というものが行われるので
すが，それについての感想を聞かせていただければと思います。そこで，
冒頭陳述を思い出していただいて，その説明がすつとこう理解できて，
どんな事件なんだろうというところが納得できたかどうかという点，そ
れをちょっと聞かせていただければと思います。

経験者3：私が入つた事件が少年犯罪で複数の少年がその中に名前を連ねていたの
で，その一人一人の少年Aから少年，何番だったですか，五，六人いた

んですけども、その一人一人の少年の冒頭陳述、それがあったので、本当に最初は何が何だかわからなくて、一人一人は、この子がこうして、この子がこうしてと把握するのが物すごく難しかったです。それと、やっぱり先ほどの議題でもありましたけども、選考されて選ばれてすぐの冒頭陳述だったもので、頭もぼおっとしているし、仕事はどうしているかなとかいろいろあって、もう本当にめまぐるしく一日が過ぎた気がしています。内容は2日目からもう、自分の中で1日目一生懸命集中していたんですけども、自分の中で一生懸命整理して、2日目からは見えてきました。

司会者：ほかの方、最初の場面、法廷に入って、今おっしゃいましたけど、それも緊張している状態で初めて法壇に座って、そしてその冒頭陳述を聞くわけですけど、その状況で聞いた冒頭陳述の感想を聞かせていただきたいんですけど、ほかの方、いかがですか、冒頭陳述読み上げるその段階で法壇にこうずっと座って聞く、検察官や弁護人の説明として、ずっとこうわかりやすい、ずっと頭に入るとい、わかりやすいものであったかどうかということについて、いかがですか。どうですかね、5番の方いかがですか。

経験者5：冒頭陳述を聞いて、やっぱり初日は3番の方が言われるように困惑して理解が半分できていたぐらいだと思います。やはりその後、帰ってきて、裁判官がフォローをきちんとしていただかないとわからない点がありました。初めての経験であるということと、それといきなり裁判に入ったということですので、聞くというのはやはり聞くのは聞いてもきちんとその裁判官の方のフォローがないと理解は難しいよなと思います。

司会者：5番の方の事件の場合には責任能力の問題がありまして、そして検察官のその冒頭陳述では心の病気ではなくて、あれは被告人の性格なんだという冒頭陳述で。片や弁護人はこれはやはり心の病気なんですよとい

う主張なんですけど、それを今こう思い返していただいて、あの辺の説明の方法みたいなものは御記憶にございますか。

経験者 5：ただ、事件に関することだけじゃなくて、医学的な知識も求められたことは、解離性障害とかいろんなその医学の専門用語、医師の証人とかもあって、事件を聞いていく上で、その裁判のときに聞いてもはあっと思うようなことがあるので、8人の裁判員みんなが同じように理解していくのはやはり終わった後の裁判官のフォローと、あとみんなでわからないところを出し合うことで自分が気づかなかったわからないところを消すことができたので、同じスタートラインに立てるようにきちんと持っていくことがすごく大事ななと思いました。みんなそれぞれ理解力は違うし、考え方も違っていたので、同じ言葉を聞いても、特に医学の専門用語ははって思ったり、これ何ということが多々あったので、事件のことだけじゃなく、そういう、もし医学的なことが入っていた場合はもう少しわかりやすく弁護人の方もこういう状態であるということの説明でもいいので少し入れてほしかったなという感じです。

司会者：4番の方はいかがですか。

経験者 4：最初に裁判に入る前に裁判長からあらかじめの説明はあったんですけども、本当に初日ということもあってかなり緊張はしておりましたし、本当にその言葉に、何ですか、追いつくのになすごく何か大変だったかなというのはすごく思います。本当に複数の事件でもありましたので、幾つも幾つもという形で、検察官の方はもう淡々とと言ったら申しわけない、もちろん本職さんなので、淡々とやっぱり話をされていく中で本当に、ちょっと済みません、聞こえにくかったというのもあるんですけども、本当に耳を傾けてしっかり聞いていかないとわからないというような感じもありましたし、実際、お部屋に戻ってきたときも完全にわかったわけではなくて、やっぱりその後のフォローがあったからこそ随分理解が

できたかなというのは思います。

司会者：本当にこう冒頭陳述を思い浮かべてみて、最初のほう聞いてみてすつと事件のどの辺を判断すればいいのかなということがすつと頭に入ってきたかなと。いかがでしょうか。どうぞ、7番の方お願いします。

経験者7：7番です。自分が担当したのはたしか不法薬物の輸入の裁判やったと思うんですけども、その検察側の冒頭陳述とかで何か配付された用紙、それを見ながら理解して、それとあと弁護士さんからの配付された資料を照らし合わせて、そこら辺の争点とかが出てきておると思うんですけども、そこら辺に沿って証拠調べとかずっとやっていくというのが流れとしてあった。だけど新しい言葉とかがあったから、やはりきちんとしたものが浮かび上がらんで戸惑いとかがあったんですけども、まあ、そうですね、あと話、その紙の中にも、自分がしたときは謎の人物とかXとか、普通、そんな、何なんだろうというのが、印象がいまだにあります。

司会者：たしか7番の方の事件は登場人物が複数いて、そういう人たちがどういう行動をしたのかというところが、非常に事実がわかりにくいような状況ではなかったかなと思いますけど。

経験者7：登場人物がかなり多くてわけがわからなくて、正直言って。首謀者ですか、そこら辺のところですね。まあ話を聞いているうちに、ああ、何となくわかってきた。やはり書面で検察官さん、弁護士さんからもらった紙を見ながらこう理解して行って、その内容を把握していくということではちまちまそのときは理解していくような感じという感想です。

司会者：最初の物としてはちょっと情報が多過ぎて、事実関係はすつと入ってこなかったということですね。

経験者7：そういうことです、はい。

司会者：ほかの方、冒頭陳述いかがですか。審理の始めですので、入り口です

から、事件がどういう事件なのか、そういうことが頭に入ってくるのが冒頭陳述の役割だろうと思っているんですが、その点で話していただければありがたいんですけど。やっぱり情報が多いとわかりにくくなりますよね。ちょっと冒頭陳述を聞いていて、これはちょっとおかし過ぎるんじゃないかという話、感じを受けた方はおられますか。そんなに詳しい話をいきなり聞かせてもよくわかりませんよというような、そういう反応、そういう感じを持たれた方はおられませんか。7番の方の事件あたりは結構やはり人間の動きがいろいろあって、初めて聞いただけではなかなかわかりにくい事案だったのかなという気がしましたね。非常にコンパクトにまとめられて、ああ、私の事件ってわかりやすかったんだなという感想の方おられますか。1番の方、お願いします。

経験者1：私のがそうですよね。

司会者：はい。

経験者1：1人の人間が強盗致死をやったという単純な事件だったので、特にぱっと見たときに検察官がつくってくれたレジюмеがすごく見やすくてわかりやすかったですよね。ただ、反対に言えば弁護士さんののが何か長々と、文字が長いなという感じでわかりにくい説明の仕方をされていたので、これは資質かなと思って聞いていましたけど。だから、単純な事件だから余計ぱっと最初にどういうことがあったかというのはわかりやすかったです。

司会者：なるほどね。弁護士さんのほうは文字でこう何枚も。

経験者1：ちょっと文字で何枚も書いていらっやって、もう焦点は自分はやっていないとか、やっているとかいう話じゃなくて、それに、何というんですかね、少し情状酌量をしてもらいたいという話だったので、そのところが説明が長過ぎるという感じだったですよ、弁護士さんのほうは。

司会者：ありがとうございます。ほかの方いかがですか。

裁判官：一つ，私のほうからよろしいでしょうか。3番の方，4番の方，5番の方が経験された冒頭陳述というのはA4，1枚で項目的に整理，箇条書き的に整理されている冒頭陳述だと思うのですが，我々としては比較的コンパクトになっているんじゃないかなと思っていたんですけども，それでもなかなかわかりにくい部分があるということなんですけども，それは中身の内容の問題なのか，量の問題なのか，それとも皆さんやっぱり緊張しているということが大きいのかなということをお伺いしたいのと，あと冒頭陳述は皆さんその後の評議や審理のときにはどんな使い方をされたのかをお伺いしたいんですが。何回も繰り返し読み返すという形で使われたのか，それともそれはもう頭に入れて後の話を，証拠調べを聞かれたのか，少しお伺いしたいんですが。

司会者：最初の冒頭陳述のそのわかりやすさ，わかりにくさということについて，筋がわかりにくいのか，それとも量が多くてわかりにくいのか。5番の方，筋は，事案自体は傷害致死で，コンビニのところであったもので，事案自体はそうでしたが，心の病気なのか，それとも性格なのかという関係もあったんですが。どうぞ。

経験者5：A4にコンパクトにまとめられていたということで，読み返す時点では，ああ，こういうこと，こういう流れというのは理解ができます。ただ，やはり，私の場合ほかの心理的な要因があったので，それを単純に理解することが，単純というか，読んだだけではわかりにくかったというのがあって，冒頭陳述で書面自体はすごくわかりやすくまとまっていたと思いますので，それを読み返していたのかということですが，その後の評議のときは一つ一つ読み返しながら，そして一つ一つわかったかわからないか，みんな確認しながら，それを活用しながらやっていたので，その冒頭陳述の書面を見てから，その冒頭陳述の内容が同じ目からスタートラインに立っているかどうかと同じく立っているかどうかとい

うのを確認して進んだ裁判だったので、しかもそういう心理的なものが入ったというところがあるので、長い時間はかかりましたけど、それはすごくよかった。あとになって理解の役に立ったのではないかと思います。

司会者：若干記憶が混同していて、冒頭陳述を見ながらではなくて、精神状態についての主張のペーパーを見ながら、判断するポイントというのを見ながら、こう確か精神状態の話をして、その議論をしたけれど、それを皆さん参照しながら、この点はこうだというような、次のこの点はこうだという、冒頭陳述自体は極めて簡略で、心の病であるとか、性格だから、弁護人が心の病だったという、そういうシンプルなものなんですが。今、言われましたのは、そういった責任能力の問題の関連で双方のその主張を整理したものを見ながら議論していくという、そういう審理だったと。ほかの方、いかがですか、冒頭陳述自体を繰り返し参照されたことはおありですか。大体皆さん、冒頭陳述を見返しながらやっていくというのはないですね。冒頭陳述を聞きながら、要するに皆さん最初にこれは検察官や弁護人の意見ですよ、主張ですよ、これは証拠ではありませんよという説明を裁判官がすると思うんですが、その辺、説明を受けたその冒頭陳述というものに対するイメージと、実際法廷で検察官や弁護人が冒頭陳述をして話す、話したこと、その辺の感じ方の違いってありませんか。というのは、その冒頭陳述自体が、裁判官は主張ですからこれは証拠ではありませんよと、こう皆さんに説明をして、そして法廷に入るわけですよ。そしたら、やたら証拠の説明みたいな冒頭陳述が出てきましたら、皆さん、これ何だろうという、裁判官からはこれは主張ですよという説明を聞いているのに、こんなにも中身の説明みたいなものが出てきて、ちょっと何か違うんじゃないかみたいな、その辺の違和感というか、ギャップみたいなもの、そういうことありませんか。 7

番の方の事件なんかかなり詳しく、状況の説明みたいなものはかなり出ていたんじゃないかなと思いますけど、冒頭陳述としてあれを聞かれて証拠調べとどこが違うんだというような感じを持たれたことはありませんか。

経験者7：裁判長さんが証拠で判断をすることというふうに述べられたから、いっぱいその証拠の物件とかが出てきて、こう、そこを一つ一つ確認して、ただ自分が困ったのは証人が出てくる、話がいっぱい食い違いでちょっと頭、自分もそんな詳しくないので、何を、正しいことを言っているのか、ちょっとそこら辺の判断が非常に難しかったです。

司会者：あの事件は共犯者を私のほうの部が裁判員裁判をやっているんですが、ですから、証言が非常にわかりにくかった、非常にわかりにくい事件だったのでおっしゃることよくわかるんです。あの事件は背後関係がよくわからない事件ですね。事実認定が難しい事件で。続いて、証拠調べが終わって裁判官と評議室に戻りまして、もう法廷での審議は終わったと、評議が始まるんですけど、それぞれ皆さん証拠調べが終わって、そしてさあこれからその争点について評議をしましょうというふうな段階になったときに、法廷でこう見て聞いたその情報で、ずっと評議に入れたかどうか、その点をちょっと感想をお聞かせさせていただきたい。もっと具体的に言いますと、あの証拠はどうなっていたんでしょうか、あの証拠はどうなっていたんでしょうかということを見返しをしながら、また評議室で証拠をいろいろこう見返ししながらやる必要があったのかどうか。4番の方いかがでしょうか。

経験者4：私が担当したのが少年裁判ということもありまして、本当に冒頭陳述とかが出ているときはもうとにかくやっぱり悪いことは悪いというところの頭が全然離れませんが、とにかく刑罰なのか家庭裁判所に行くのかという判定すらも何かよくやっぱり頭が整理できないということで、かな

り悩んだような状況だったんですけども、本当に裁判長を含め、本当に一つ一つやっぱり丁寧に説明をしていただいて、こうなったらどうなのかとか、こうだったらどうなるのかというところを、本当にわからないところを一つずつ理解させていただきながら、本当にこういう結果を出すことができ本当によかったですと思います。この評議自体は本当に考えていることはすごく難しいことだったんですけども、本当に意見とかも素直にどんどん出せるような雰囲気はつくっていただいていたので、すごくよかったですと思います。

司会者：ほかの方はいかがですか。2番の方。

経験者2：自分のときももう一応単純というか、窃盗と強姦致傷だったので、もう刑にあれするのはもう決まっていたんですけど、あとその刑ですか、それについての審議、評議ですか、それも裁判長の方々がそれなりにもう、ちょっと関係ないような質問でも丁寧に教えていただきましたし、議論も自分らが思ったこと、またそういうのも議論を交わすことはできたと思っています。実際自分も言いたいことは言いましたし、ですから、評議自体もまあよくわかったし、言いたいことも言えました。

司会者：評議に入る前提として証人を調べたりとか、あるいは書面ですね、書面を調べたりしたと思うんですが、その辺の証拠調べと評議とのつながりの関係、今評議の中身で、ちょっと私のほうの質問の仕方がまずかったかもしれないけど、評議の中身で、評議の際に、評議の段階でいろいろ議論するときには裁判長なり裁判官といろいろな意見交換しながら評議を進めていくと。証拠調べ、証人の話を聞いたりとか、証言の中身の話とか出てくると思うんですが、そういうことをずっとそのまま評議に入れたかどうか。要するに、証拠調べがわかりやすかったかどうか、その辺をちょっと評議に行ける情報としてわかりやすく入ったかどうかという、この点について、ちょっとさっき私の質問の仕方が悪くて済みませんで

した。その辺の証拠調べのわかりやすさということについてちょっと話を聞かせていただければと思うんですが。人の話を、検察官とかがまとめて供述調書というのは、それを法廷で検察官が読む証拠調べ、それと直接こう証人に法廷に来てもらって、証人から直接話を聞くと、証言という証拠調べの方法があるわけなんです。その辺の、法廷で聞いていて、事件の内容、実態みたいなもの、どちらがこうわかりやすかったか。何か感想をお持ちの方がおられたら聞かせていただきたいと思いますけど。供述調書というのを検察官がこう証拠で読むわけですね。片や一方その証人に法廷に来てもらって、質問をして証人が答える、話を聞く、証拠調べの方法があるわけで。その辺いかがですか。人から直接話を聞く、証人から直接話を聞く、その辺のわかりやすさについて。

経験者4：検察官とか弁護人のほうの話を聞くだけではなくて、やっぱり証人というか、御本人が出られてからのやっぱり最初から最後まで本当に状況が変わってくることが目に見えてわかってきたというのが、やっぱり文面だけではちょっとわかりにくい部分と、事件的なことは文面でも理解できるんですけども、その方の心の部分というか、それをやっぱりそういう生の声を聞くことによってすごくそれは心が動いた部分があります。

司会者：ほかの方、どうでしょう。法廷で証言いすに証人が座って証言する。その辺の、それがわかりやすかったどうかですね。

経験者3：被告のことですよね。

司会者：被告人でも結構です。

経験者3：やっぱり顔を見て聞くのはやっぱり違うと思いますね。やっぱり証人をこう見たり、その家族背景を見て、お父様、お母様、立たれているのを見て、こういう状況の中で育ってきたというのがやっぱり私の中でありと出てきたので、やっぱり証人を正面で見るというのはとても私の中で変化はありました。

経験者 5 : 友達関係でたくさん証人が出てくるんですけど、それをどの子の少年の証人なのかというのがはっきりしなく、弁護側が出している書面のどの部分の証拠で証言をしますというふうにきちんと証人を出すときに明確にしてもらわないと、ただ単に話を聞いて、それでそれに答える、私たちにとってはそれはどこの部分の証人なのか全くわからず、とてもそれは理解に苦しんだところでしたので、もしその証人が多分絞って出されてあることだと思うので、どこの部分の、証拠で出したどこの部分の証言をしますということを言ってもらったほうがポイントが絞れたように思います。あと被告人が実際にいつもいるので、ちゃんと発言することは、私たちが刑罰を科すときにその人が本当に反省をしているのかなとか、この人将来性はどうかなのかなというのを判断するのにすごく役に立ったので、その辺の確認ということは量刑を科す際に、将来性を考えるときに、すごく参考になったと思います。

司会者 : 2 番の方、証人の話はありましたでしょうか。

経験者 2 : 証人は出なかったんですね、もう事実が決まっていたから、ですから、その検察の方が読まれるその文書といたしますか、それだけでしたけど、大体わかりました。

司会者 : 事案はどういう事案だったんですかね。

経験者 2 : 窃盗と強姦致傷。でも被告人ももう認めていましたし、あと証拠のほうもありましたし、認めていましたし、被告人のほうも。

司会者 : 被告人の話を直に聞きながら。

経験者 2 : 被告人の人はそうまで話はされてというか、その調書を見ながら、はい、ただけですから。ですから、わかりやすいのはわかりやすかったです。

司会者 : 7 番の方は証人がいろいろ出てきたけれども、ちょっと背後関係がいろいろとあって、証言が何かすっきりしないという、そういう感想をお持ちだったんですね。

経験者7：そうです。

司会者：皆さん，法廷で事案の内容によって，7番の方の事案のようにちょっと背景事情がわかりにくいという，そういったわかりにくいような状況でございましたけど，まあケースに応じまして，通常の事件といたしますか，大体証拠調べは法廷でこう聞いたところで皆さん十分その証拠の内容は理解できたということによろしいですかね。後で評議室に戻ってこの証拠の中身がどうだった，どうなんですかというふうな形でお互い確認をし合うような必要性があるような証拠調べというのはなかったということによろしいですかね。

経験者6：それはやっぱり評議はしました。

司会者：その証拠の信用性ということではなくて，その中身自体がわかりにくかったという点はいかがですか。中身をもう一度こう確認しなければ。

経験者6：私が担当したのは5件の罪を犯しまして，起訴状というのがA4で非常に専門用語で非常にわかりにくい，裁判官に全部説明してもらわないとわかりにくいやつなんです。それに対して証拠，一回一回評議室に帰ってきますよね。で，これはどうだったかというやっぱり確認，全員の確認事項は行いました。そうしないと，判断できませんからね。

司会者：事件の，今回の起訴事実についてはこういう事実ですよというところの確認ということなんでしょうか。証拠自体がわからなくて。

経験者6：いや，だから時間あけて，その検事が言ったやつと，証拠で弁護士さんが述べたことと意見が違うときがあるじゃないですか。

司会者：論告の段階，最後のまとめのところですか，意見をこう。

経験者6：いや，だから，1個ずつこうやってきましたからね。その中で一たん評議室に戻って，これはどうでしたかという，皆さんで討議をしましたよ。それもやっぱり裁判長と裁判官との采配がいいから全員に意見を聞くような形でね。それは実施しました。

司会者：それはあれですかね，事実についてこう見方の争いがあるような。

経験者6：違いますもんね。

司会者：なるほど，そこをこう，争点をしっかりはっきりさせて，どの点を判断しましょうかというところが，そういう交通整理のことですね。

経験者6：そうですね。

司会者：皆さん，まとめ的なものになりますと，その話を聞く，被告人，あるいは証人の話を聞くのはわかりやすいというのは皆さんそういう感想をお持ちですかね。まあ事案によって，2番の方の件のように争いがなくて，供述調書で十分証拠調べが終わるといようなケースであれば供述調書を検察官が読むだけということでは理解ができるということですね。

3 評議

司会者：次に，若干時間が押してきたので，先ほどの評議の点なんですが，評議についてのご意見をいただきまして，先に4人の方から非常に意見は言いやすかったという話があったんですけど，その点，これは裁判員のこれからの参考にもなりますので，少し評議についての意見をいろいろ何かお聞かせいただければと思うんですが。評議について裁判官のその評議の話の進行の仕方みたいなもので，皆さん感じられた点がございましたら遠慮なく話をしていただきたいんですけども。この点はちょっと裁判官の話の持っていき方がこういう違和感があったとか，それは裁判官に意見を誘導されてるじゃないですかみたいな，そういった雰囲気はないですか。2人，陪席の裁判官もいますよね。そういう，その裁判官の判断，意見の出し方とか，評議への参加のあり方について皆さん何かございましたら，2番の方，遠慮なく。

経験者2：評議に入る前にその量刑基準のときというんですか，その事件に類似した事件のデータ，それを見せていただいて，こういう事件は大体何年だ，

こういう事件は大体これぐらいというふうなデータを見て、まあそれを参考にということでしたから、だからこういうふうな自分が担当した分はまあこういうものなんだろうということではしましたけど、じゃ、実際それがよかったかどうかというのはちょっとわからないところがあります。実際、全国的な例で、事例というんですか、その類似した事件でそれだけを参考に実際、量刑を決めたという感じもそれで、参考にしていたんですけど、じゃ、それが妥当だったかどうかと言ったらちょっと考えるところがありますけど。

司会者：評議について何でも御意見、感想ございましたら。

経験者7：評議についてはやっぱりいろんな人が出てきたから、そこらの事実を一つずつ認定して行って、量刑だとかをするときはその判例に基づいて最後決めていったと思うんですけれども、それしか知識がないからやっぱりそれを自分は判断基準にするしかなかったのかなというのは思いました。

司会者：御自分の量刑の刑の意見とかというのは自由に言えましたか。

経験者7：ちょっとそのときはもう、ちょっと、済みません、忘れてます。

司会者：ああ、そうですか。8番の方、いかがですか。評議について。

経験者8：みんなで話し合っ、パソコンで前例を見て、それを参考に決めてたとかいうのもありました。いろいろ上手に、私の担当した傷害致死というのがちょっと単純と言えば単純なんですよ。なので、思ったよりもスムーズに終わりました。

司会者：評議ではいろいろ意見は言えましたか。

経験者8：はい、自分なりにですけど。

司会者：もちろんです。そうですか。遠慮したといったようなことはございませんか。5番の方、いかがですか。私に遠慮されなくいいから、何でも感じたらどうぞ話してください。

経験者 5：評議が 5 日間に及んだので，すごく精神面で大変なところがありました
が，言うことは皆言えたように思います。私の意見からすれば，有罪か
無罪かというのを判断するのはできるけど，量刑をいざ私たちが決め
るとなると，とても難しいところがあるように思います。事例を見ても，
あ，これで五，六年というイメージがあって，ある程度裁判官の方から，
私たち量刑についてはわからないので，この裁判の事例では大体これぐ
らいの量刑が適当，これぐらいの範囲の量刑ですというのをある程度提
示した上でよい事例，悪い事例，被告人の将来性とかを加味してプラス
マイナスをしたほうがまとまりがついたような気がします。やはり量刑
を決める際には，私個人から言えば何年というのを具体的に出すのは，
判断するのは難しいので，そこの決め方というのはいさし何かわかり
やすくしてくれたらなと思います。

司会者：評議についての感想はいかがですか。

経験者 4：今回，私たちが年齢層がやっぱり 20 代から 60 代ぐらいまでいらっし
ゃって，いろんな意見が出まして，意見を言われる方は何回も言ってい
ただけるところを本当に裁判長さんのほうから満遍なくというか，皆さ
んにやっぱり意見を言っていただくように促していただいたなというの
はすごく感謝しております。本当に今回少年裁判ということもありまし
て，若い人の意見とかもすごく，私たちがはっとさせられるような言葉
とかも聞きながら，本当に同じ，一緒にやった事件の方が求刑というこ
とで出ている中でも今回家庭裁判所に戻すという，本当に全国でも 2 例
というふうに言われた裁判だったんですけども，本当に，そのやっぱり
評議をやっていく中で，本当に何か，本当にそれでいいのかとか，再審
しないのかとか，再審ですかね，再犯ですかね，再犯しないのかとか，
疑うところは，疑うというか，部分はいっぱいあったんですけど，本
当に皆さんの意見が聞きやすい場を設けていただいたのですごくよかった

と思います。

司会者：ほかの方，評議について，1番の方。

経験者1：やっぱり被告人の年を考えて，20代ですから，一番やっぱり量刑を決めるのが難しかったですよね。ただ，みんなある程度の意見は持っていらっしかったので，やっぱりいろいろお話しして，やっぱり20代から私たちのところも60代ぐらいの方までいらっしかったので，それぞれ考え方が違いますから，やっぱり早く出してあげたいという方もいらっしやるし，やっぱりこれぐらいのことをやっているんだったらこれぐらいじゃないのかという話もやっぱり出ましたので，それでやっぱり量刑を決めるのが一番難しかったです。

司会者：そうしますと，皆さん量刑は難しいながらもいろいろな意見を活発に出していただいたという話を伺いました。それがやはり一番いい形，裁判員裁判の目的は皆さんが本当に量刑感覚，皆さんの感覚がおりだと，そういうふうに遠慮なく出していただいて，皆さんの意見を出し合うことによって，そこでもみ合っていく，それがもう評議だろうと思いますね。そういう様子をうかがいますと，非常に活発な議論がされてよかったなという，そういう印象を持ちました。

4 これから裁判員になられる方へのメッセージ

司会者：さあ，それで時間が迫ってまいりまして，最後のコーナーのほうに入っていきたいと思うんですが，皆さん，今回裁判員裁判を経験されて，今後，今候補者，あるいは予備の方々が名簿に載っている，そういう方もおられます。それが，あるいは国民の皆さんに向けて，皆さんが裁判員裁判を経験された皆さんからのそういう方々へのメッセージ，それを，できましたら全員の方から一言ずつ話をしていただければありがたいなと思っているところなんですけれども，1番の方からお願いしてよろし

いですが、皆さんへのメッセージ。

経験者 1：得がたい経験だと思うので、必ず一度はやらせてみてくださいとは言いますが、これが、何ですかね、死刑を決めなきゃいけないということになるとどうなんだろうというのがまだ私の中では決まっていません。それだけがクエスチョンマークでまだずっとこの半年間考えているものです。ただ、経験はしてみてください。

司会者：ありがとうございます。2番の方。

経験者 2：やっぱり一度は経験してみたほうがいいと思います。こういう経験というのは大体今後はできないと思いますから、そうですね。

司会者：今から来るかもしれませんけどですね。3番の方。

経験者 3：私もいい経験をさせていただきましたので、皆さん今準備をされている方にも同じように経験をしてほしいなと思いますけども、ただ私の中で不安だったのが、やっぱり刑を科す中でこの短い期間の中で答えを出していいのかという疑問は今も残っています。

経験者 4：私もすごくいい経験をさせていただいたというふうに感謝しております。ただ、仕事をしておりまして、先ほどの5番の方はすごく会社が理解をしていただけたということで、やっぱりその部分が皆さん裁判員裁判をやってみたいと思われる方も職場がねという部分がどうしてもひっかかることもあるんじゃないかなと思いますし、本当に、私は4日間の裁判だったんですけども、先ほどみたいに長い裁判があったりとかするときそういう会社の理解というか、そういう投げかけといいますか、私が言ったときも、あ、当たったのという感じで言われたような状況で、すんなりは出していただいたんですが、やっぱりそういう国民の義務なんだって、本当経験させていただいてそう思うんですけども、やっぱり職場になると抜ける部分というのもありますし、そういうところをもう少し何か訴える場というのがあったらいいんじゃないかなというふうに

思いました。

司会者：ありがとうございます。5番の方，お願いいたします。

経験者5：私も皆さんと同じで1つのことを真剣に皆さんと一緒に考えることで自分自身やその周りの家族のことも省みて考えるようになりました。とても感謝しています。4番の方がおっしゃられるように，私の会社はたまたまそういうふうな理由を説明して，最後には，今回のときには受け入れがすごくよくなったんですが，そういうところ，私たち裁判員経験者の中にはそうじゃなくて大変だったんだという方もおられたので，会社のほうとか，社会の受け入れがもう少し進歩してよくなればなというふうに思います。

司会者：ありがとうございます。6番の方，お願いします。

経験者6：裁判員裁判，ぜひ経験していただきましたら，やっぱり法律の中身とか世の中のルール，それから犯罪，今非常に毎日のごとく殺人事件とか起きていますよね。そういうのが少しでもなくなるんじゃないかという気もしますし，ぜひ体験をしていただきたいと思います。

司会者：7番の方，お願いします。

経験者7：裁判員裁判は自分としても経験をした，本当に，そして感謝していますし，今後選ばれる方はいろいろ戸惑いとかもあるかと思いますが，こんな機会はめったにないので別の視点から考えが出てくる，新しい発見が出てくるんじゃないかと自分は思っていますし，まあこういう裁判員裁判があることによってやはりその仕事の部分で，国民とか，敷居の高い部分からなくなって，身近になってくれればいいんじゃないかなと思っていますので，ぜひ選ばれたからには参加してもらいたいと思います。

司会者：8番の方，いかがですか。

経験者8：私も皆さんと一緒にいい経験だったと思います。法律とか全くわかりませんが，裁判長さんの方，いろいろ皆さんにお話を，意見を出しても

らうようにいろいろしていただいて、私もちょっとは意見を言えるようになりました。ですから、選ばれた方もぜひこんないい経験がされるのでされたらいいと思います。以上です。

司会者：皆さん、ありがとうございました。皆さんの御意見を今後の裁判員裁判に活かしていきたいというふうに思います。本日は長時間に渡り、本当にありがとうございました。

(休憩)

第2 質疑応答

司会者：それでは、最後のコーナーになりましたが、記者の皆さんから裁判員経験者の方々に質問がございましたら、質問のコーナーにしたいと思いますので。いかがですか、はい、どうぞ。

読売新聞：裁判員の方に伺いたいんですけども、裁判員の対象事件というのが重大事件のときそうになっているんですけども、これは外したほうがいいのか、または加えたほうがいいのか、そういう罪があれば教えていただきたいなど。例えば、女性の方であれば性犯罪というものについてちょっと抵抗があるとか、例えばあと暴力団が被告になっている事件とかはちょっと怖いという声もあるんですけども、その点について皆さんの考えを伺えればと思います。

司会者：その辺、いかがでしょう。対象事件から外したほうがいいのかと思われるような事件、加えたほうがいいのかと思われるような事件、それから性犯罪についての抵抗感、それから暴力団事件、皆さんいかがですか。はい、どうぞ。

経験者6：私から、ちょうどお隣の方とも話しましたが、今の事件、要するに、殺人事件とか暴力事件とか若い人の、もし裁判員に当たっていたら、逆

に私もやっぱり怖いなど、実質この間の裁判でも被告の顔というのはまともに、目はまともに合わすことがやっぱりできませんもんね。やっぱり恨まれたらいけないなど、そういう思いもありますし、だからやっぱりそういう犯罪の場合はやっぱり何か適切なアドバイスとか、そういうことをやっぱり裁判所なんかにいただきたいなと思います。

司会者：ほかの方、いかがですか。7番の方が経験されたのは覚せい剤の事件でしたわけですね。これはいかがでした、どういう感想をお持ちですか。

経験者7：覚せい剤の輸入の件ですけど、やはりその対人という部分がなかったので、社会的な犯罪ですから、何かちょっと難しかったかなと自分は感じたんですけども、これが人対人とかという部分だったら物事をもう少し考えやすかったけど、背景組織だとか、そこら辺は実質被害者というのがいない裁判なもので、だからその点に関して量刑だとか、悪いことをしている部分はもうそれは国の法律をあれしているから、そこら辺はちょっと難しかったと思っていますし、今の記者さんの質問の件に関してはやはりプライバシーとかそこら辺がやっぱりあるから、そこはどうか。暴力団に関してもやはり怖いと感じることも多々あると思いますけども、それはそれと割り切ってこの裁判に参加して、その仕事を全うするというでいいんじゃないかなと思っています。一応、以上ですけど。

司会者：結論的には対象から外さなくてもいいんじゃないかというご意見でしょうか。

経験者7：まあ、外さなくても、前向きにやっぱりそれにぶつかって、それが一つの使命として考えるべきだから、まあ外さなくてもいいんじゃないかなとか自分は思いますけど。

司会者：ほかの方、いかがでしょうか。どうぞ。

経験者2：まず、その裁判員事件というのがどういうふうな事件、まあ刑事事件というのはわかりますが、どれが裁判員の事件の、何と申しますか、それに当たるのか、まずそこあたりが自分らもまだよくわかっていないんですね。まだというか、わからないんですよ。で、例えばこうして裁判所から裁判員として呼び出しがあって、こういう事件の担当になりますよというときに初めてわかるわけですから、自分も裁判員を経験した後からいろいろ新聞なりニュースなり見ますけども、ただ小さく裁判員の裁判でこういうふうな事件があって、こういうふうな結果になりましたよというふうな短い記事でしか知り得ないものですから、そういうふうなことで、どの事件がどういうふうに当たるかというのが全くわからないんですね。ですから、まずそういうふうな外したほうがいい事件とか、したほうがいい事件というのはそういうこと自体がまだ、まだというか、わかっていません。

司会者：はい、どうぞ。

経験者5：性犯罪について1つ意見なんですけど、もし自分がそういうふうな強姦に、そういう事件に巻き込まれたとき、刑事裁判として裁判員請求をしてほしいかといったらやっぱりプライバシーの問題なので人に余り知られたくないという、それがもし話の種になったりはしないかといろんな心配をするので、性犯罪に関しては、その被害者の方の意思が聞ける、裁判員制度にかけていいか、もしくはそれをしたくないかという意向を聞けるようなふうにしてくださったらいいなと思います。

司会者：さて、それでは次の質問に行きたいと思いますが、いかがですか。ほかの質問、はい、どうぞ。

時事通信：2点あるんですけども、まず刑の重い軽いがあると思いますけれども、実際にその被告が1人の人間を裁いてみて、時間がたって今になってちょっと悩んだりとか考えたりとかということはあるのかどうかというこ

とと、あと裁判員裁判を経験されて司法制度そのものに対する見方というのが実際が変わったりとか、以前より興味がわいたのかどうかというようなことを教えていただければと思います。

司会者：質問が司法制度そのものとおっしゃってかなり広いんですけども、刑事裁判とか、その辺の趣旨でおっしゃっている。

時事通信：裁判員裁判じゃなくても、マスコミで報道されるような刑事事件であったり、死刑制度であったり、そこから派生してそういう司法に対する興味が湧かれたのかどうかということです。

司会者：人を裁いてみて、時間がたって今何か考えてございますかという質問と、その経験をした後、裁判に関連しているんな事柄に対するものの見方などに影響があったかという御質問ですが。いかがですかね。判決、それなりに皆さん、こう重い量刑の事件を担当されていますが、判決からしばらく時間が経って考えておられるようなことはございますか。はい、どうぞ、6番の方、お願いします。

経験者6：司法制度に関しましては、やっぱり裁判員裁判が終わった後は毎日、新聞で裁判の、今まで目を通すことのなかった欄をちょっとこう見るようになりましたので、おかげさまでいろんな勉強をさせていただいたという感想です。

司会者：ありがとうございました。ほかの方、いかがですか。

経験者4：司法制度に関しましては、本当に裁判長さんとかがすごくこんなに気楽に、気楽、済みません、言葉を間違えましたけど、身近に感じる経験が今までありませんでしたので、本当にテレビに映られても、あって反応するような、また新聞のそういう裁判員の裁判以外のやっぱり事件に関しましても本当に先ほどの方と同じく目を通すようになったなってすごく感じております。

司会者：ありがとうございました。ほかの方、いかがですか。よろしいですか

ね，あと7番の方，お願いできますか。

経験者7：先ほどの2件の点の件ですけれども，刑のことですけれど，やはりそこは司法，その刑に判断して本当によかったかと今思うとどうだったのかというのが実際のところですけども，やはり量刑についてはやっぱり専門のプロの方が出すべきだと自分は思うし，その場の雰囲気とかで決めたりしたことも多々あるんじゃないかな，それが1点と，その司法制度についてですけど，やはりこの裁判員制度，3年ぐらい前からやっているでしょうけれども，やはり国民の，一般の市民が参加することによってやはり裁判所とか，法壇に立つということはやはり敷居の高いところですので，やっぱり普通の市民からすれば別世界的なものだと思うから，身近になってきたと，理解できる面が出てくると思っています。今のところの意見はそういう感じですね。

司会者：それでは次の質問に移りたいと思います。はい，どうぞ。

毎日新聞：今の質問に関連してなんですけども，経験された後，裁判のことに記事とかを読む機会が多く，目にとまるようになったというふうなお話もあって，僕らもうれしいなと思うんですけども，そのみずからが裁かれた裁判が例えば新聞とかでどうその日こう知られたのか，その後，いろんな裁判員裁判だったり，その後の刑務所での状況だったりとか，どんな新聞報道をしてほしいとか，裁判についてとかその後の更生についてどんな報道をしてほしいと経験されて思われることがあるのかなということとをちょっと聞きたいです。

司会者：事件の追跡された後。

毎日新聞：そうですね。とかその裁判自体について，その後とかにすごく興味があるから報道してほしいというような，その事件の裁判後についてですね。

司会者：どういう報道を希望されているのか伺いたいと。

毎日新聞：そうですね。

司会者：裁判員が終わった後，事件の報道とか裁判の報道とか，こういう点の報道も知りたいなと，どういう点を教えてくれると，自分が担当した事件でもこういう点はどういうふうになっているか知りたい情報とかおありですかね。はい，1番の方，どうぞ。

経験者1：私たちののは第1審ですよ。だから被告がやっぱり不服としたら控訴審に上げるわけですよ。そしたら控訴審に上げてるのかどうかだけは知りたいなと思います。あの刑でよかったのかとか，私の場合は特に初犯の方だったので，これでとどまってくれればいいなと思った刑なんですから，それで本人が納得したのか，控訴審に上げているのかどうか，それだけは知りたいと一時思いました。

司会者：ではほかの方，質問いかがですか。あと10分ぐらいですけど。はい，どうぞ。

朝日新聞：1点確認したいんですけれども，先ほど選ばれてから審議が始まるまでにワンクッションがあるといいなというお話が出ていたと思うんですけれども，選ばれてその日のうちにすぐ審理が始まったという方は何人ほどいらっしゃるのでしょうか。5番の方と7番の方はいつから始まったのでしょうか。

経験者7：7番ですけど，週の初めです。

朝日新聞：週末を挟んでということですか。決まってから何日置いて。

司会者：くじで選ばれてから裁判が始まるまで。

経験者7：日曜日と土曜日を挟んでいたと思います。

司会者：金曜日に選任で，月曜日から裁判ですね。

経験者7：はい。

朝日新聞：5番の方は。

司会者：5番の方，いかがでしたか。

経験者5：金曜日にありまして，土，日，月だったですかね，火曜日から。

司会者：火曜日からだったですかね。

経験者5：3日間空きました。

朝日新聞：ありがとうございます。

司会者：ほかの方，よろしいですか。それでは，ほかになれば若干，30分と申し上げた，若干30分はっていないんですが，この辺で質問もないようですので，切り上げたいと思いますが，よろしいでしょうか，特にないということで。それでは質疑応答，以上で終わりたいと思います。どうもありがとうございました。それでは，意見交換会を終了させていただきます。